

クマ等出没時の対応マニュアル

六ヶ所村福祉課
令和6年5月29日作成

近年、地球温暖化等の影響によって全国的に野生鳥獣の生息分布が変わり、人里付近での出没が多発しており、今後人身被害や農作物被害の発生リスクが大きく懸念される状況にある。

また、猟師の高齢化・減少に伴う捕獲頭数の減少、山村集落の衰退に伴う里の荒廃により、管理不十分となった里山から人の生活圏へ野生鳥獣が出没する事案が多発している。

特にクマについては、全国各地において人身被害が増加傾向となっており、今後も増加していくものと想定される。

村においても人身被害こそ発生していないが、住宅地でのクマやサル等の出没が相次いで発生した。このため、村では地域住民の生命、財産の保護を最優先課題とし、クマ等の出没の際に関係機関が連携して対応できるよう「クマ等出没時の対応マニュアル」を以下のとおり定めることとする。

なお、このマニュアルで使用する用語「クマ等」とは、有害鳥獣であるクマ、サル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマとする。

1 連絡体制

クマ等が出没した際には、六ヶ所村組織規則に規定する分掌事務である「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に関すること」を所管する福祉課（以下「担当課」という。）を中心に、総務課、原子力対策課、農林水産課、こども支援課、学務課（以下「関係課」という。）、野辺地警察署、上北地域県民局、六ヶ所消防署、六ヶ所村猟友会（以下「関係機関」という。）が連携して迅速に対応することが求められる。

このため、関係機関との円滑な連携を図るため、「クマ等の出没時に係る連絡体制（別紙1）」を整備することとする。

2 目撃情報の受理

クマ等の目撃情報が寄せられた際には、情報を正確かつ迅速に聴取することが村民への注意喚起や目撃箇所周辺の巡回等に不可欠である。

このため、目撃情報の共有を図るため、「クマ等の目撃情報報告書（様式第1号）」を作成することとする。

なお、担当課以外で目撃情報を受理した場合には担当課に報告し、関係機関への情報

提供を依頼すること。

3 関係機関への情報提供及び初動対応整理

担当課で目撃情報を受理した際は、目撃箇所や時間、頻度、鳥獣の種類等を総合的に勘案して「クマ等の出没に係る初動対応連絡票（様式第2号）」を作成し、「クマ等の目撃情報報告書（様式第1号）」と併せて、速やかに関係機関に情報提供及び初動対応依頼を行うこと。

4 初動対応（現場臨場・注意喚起等）

担当課から「クマ等の目撃情報報告書（様式第1号）」及び「クマ等の出没に係る初動対応連絡票（様式第2号）」により情報提供があった場合、関係機関は速やかに初動対応を行うこと。

主な初動対応は、目撃箇所周辺の巡回を想定しているが、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領（以下「要領」という。）に規定する「クマ等が住民集合地域などに出没し、人身若しくは財産に危難が予想され、緊急の捕獲が必要であると認められる場合や、クマ等による人身被害が現に発生しているか、又は人間の生活域において発生する恐れが極めて高く、猟銃による捕獲以外には生命の危機が回避できない状況の場合」に該当する場合は、六ヶ所村・野辺地警察署・上北地域県民局・六ヶ所村猟友会が連携して判断する緊急捕獲対応を実行することを想定しておくこと。

なお、村長は事前に捕獲許可申請書及び捕獲許可の決定を行うとともに、担当課は猟友会会員に対して従事者証を発行することとする。

5 初動後の対応

担当課は、必要に応じて関係機関と協議を行うとともに、目撃箇所、時間、頻度、鳥獣の種類等を総合的に勘案して次項に定める基準に従い、「クマ等の出没に係る二次対応連絡票（様式第3号）」に基づき、関係機関に報告すること。

また、同連絡票については、その後の目撃情報の有無や関係機関との協議を踏まえて必要に応じ見直しを行うこととする。

その際、六ヶ所村猟友会は、捕獲活動実施前に必ず担当課及び野辺地警察署と実施方法の協議を行うとともに、担当課は決定事項について実行開始予定時間、実行内容、終了予定時間を関係機関へ情報提供すること。

捕獲に関する手法・手段

※追い込み　：　音が鳴る器具（爆竹やホーンベル）を用いて、集落付近から山林等周囲の安全確保が図られる場所へ追い込みをかける、捕獲活動へ繋げるための手段

※駆除行為　：　ワナや銃器を用いて行う

6 初動後に定める各警戒レベルの対応内容・警戒エリア・警戒期間

初動対応後、これまでの状況を総合的に勘案し、「警戒レベル1から4（別添1）」に定められている「対応内容・警戒エリア・警戒期間（別添2）」により対応するものとする。

なお、「警戒レベル対応フロー図（別紙2）」に記載の施設等とは、公共施設や民間施設、不特定多数の人が集まる場所（公園、高齢者施設、商業施設等）とする。

また、その後の目撃状況次第では必要に応じて関係機関と協議し、各警戒レベルの見直しを検討する。

7 農作物の被害

農作物の被害があった際には、担当課と農林水産課で情報共有を行うこととし、農作物の被害状況や農家への注意喚起を農林水産課、捕獲活動等を担当課で実施することとする。

施行日

このマニュアルは、令和6年5月29日から施行する。

（別紙1）クマ等の出沒時に係る連絡体制

（別紙2）警戒レベル対応フロー図

（様式第1号）クマ等の目撃情報報告書

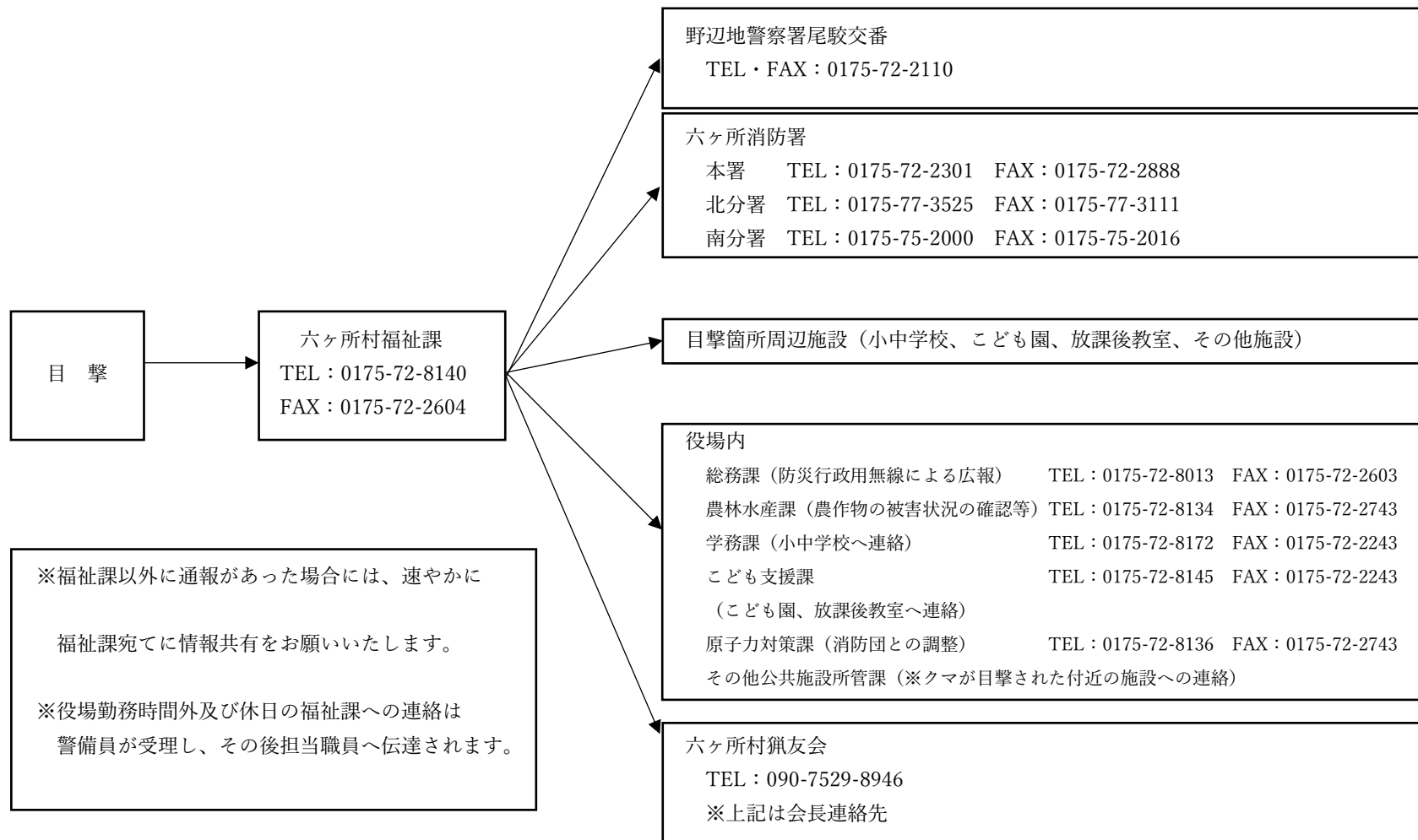
（様式第2号）クマ等の出沒に係る初動対応連絡票

（様式第3号）クマ等の出沒に係る二次対応連絡票

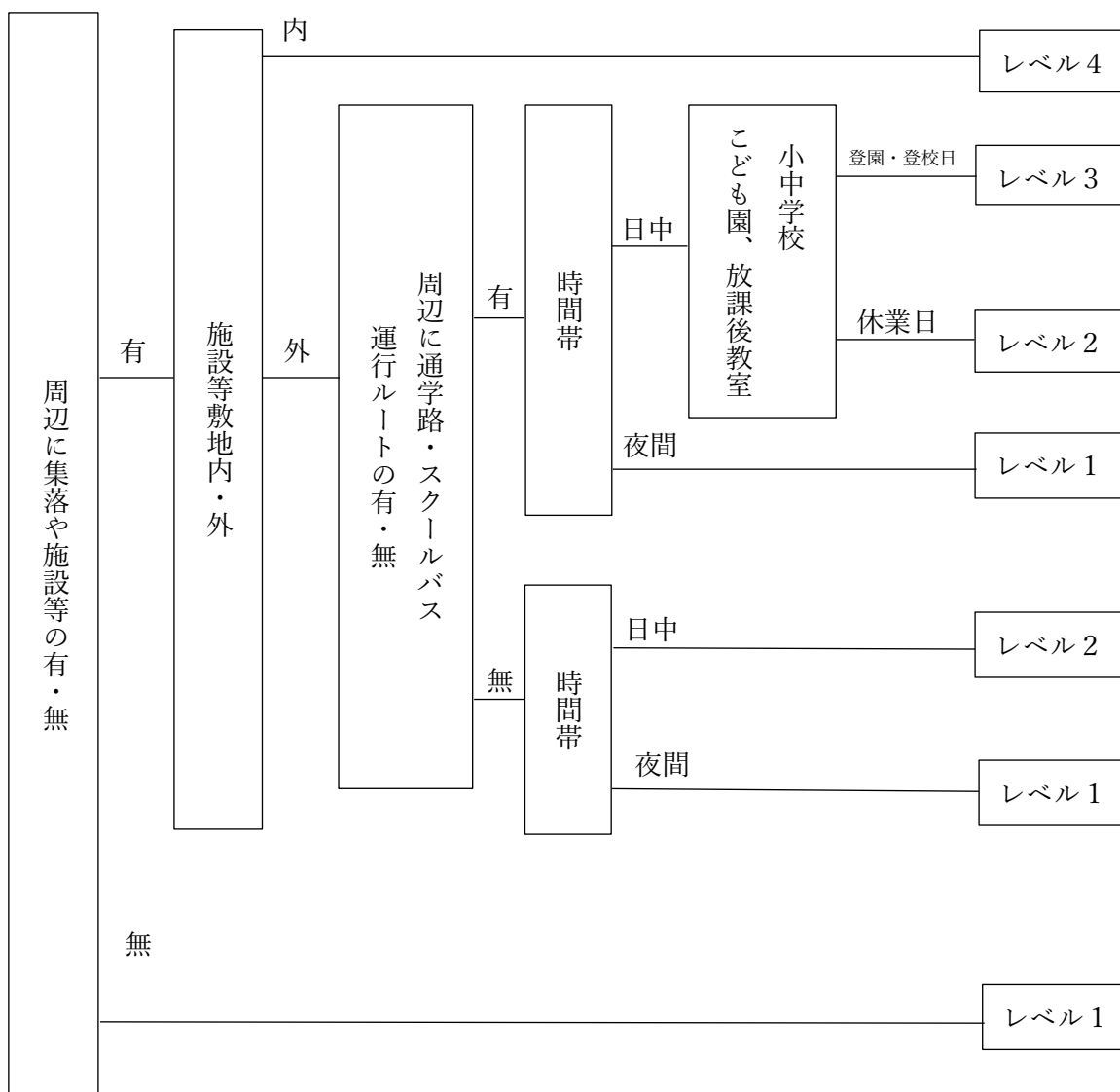
（別添1）警戒レベル1から4

（別添2）対応内容・警戒エリア・警戒期間

クマ等の出没時に係る連絡体制



警戒レベル対応フロー図



クマ等の目撃情報報告書

月 日 時 現在

1. いつ

(例) ○月○日 ○時○分頃

2. どこで

住所及び逃げた方向。住所等がわからない場合には地区名や近隣の建物名でも良い。どちらに逃げたのかも重要。(地図の写しに目撃箇所を記入したものを添付すること)

(例) 泊地区の国道338号から泊小中学校へ降りる村道の周辺。

3. 何を(大きさ、色、動物名、頭数)

※類似の目撃情報との判別、円滑な捜索等に必要。

(例) 1mほどの大きさの黒色のクマを1頭

4. 誰が(通報者の氏名、連絡先)

※万が一、事後に確認したいことが発生した場合に備えて聞き取ること。

その際、個人情報保護の観点から本人に対し関係機関への共有に関する承諾を得るとともに、共有範囲は必要最小限(警察署、消防署、村)とすること。

(例) 六ヶ所 太郎 000-0000-0000

関係機関連絡先

尾駸交番 TEL・FAX: 0175-72-2110

六ヶ所消防署 TEL: 0175-72-2301 FAX: 0175-72-2888

福祉課 TEL: 0175-72-8140 FAX: 0175-72-2604

同署北分署 TEL: 0175-77-3525 FAX: 0175-77-3111

同署南分署 TEL: 0175-75-2000 FAX: 0175-75-2016

報告者

機関名

氏名

クマ等の出没に係る初動対応連絡票

____月 ____日 ____時に目撃情報のあった件について、以下のとおり対応する旨取り急ぎ連絡します。

____月 ____日 ____時 現在

1. 村の対応内容

(例) 対応済：防災行政用無線にて周知済
目撃箇所周辺の施設(〇〇、〇〇)には電話にて注意喚起済
今後対応：目撃箇所周辺を〇時から〇時間巡回実施予定 等
対応済：
今後対応：

2. 関係機関への依頼事項

(例) 依頼先機関名：尾駁交番、六ヶ所消防署
依頼内容：目撃箇所周辺の巡回 等
依頼先機関名：
依頼内容：
依頼先機関名：
依頼内容：

3. その他伝達事項

(例) 付近で作業する方がいる可能性があるので、防災行政用無線で注意喚起など

関係機関連絡先

尾駁交番 TEL・FAX：0175-72-2110

六ヶ所消防署 TEL：0175-72-2301 FAX：0175-72-2888

福祉課 TEL：0175-72-8140 FAX：0175-72-2604

同署北分署 TEL：0175-77-3525 FAX：0175-77-3111

同署南分署 TEL：0175-75-2000 FAX：0175-75-2016

報告者

機関名

氏名

クマ等の出没に係る二次対応連絡票

____月 ____日 ____時に目撃情報のあった件について、以下のとおり二次対応する旨連絡します。

____月 ____日 ____時 現在

1. 初動対応の結果

(例) ○○にてクマ1頭を目撃したため、以下の対応を実施。
村、警察、消防にて目撃箇所周辺の見回りを約○時間程度実施したが、
発見に至らなかったため、本日の目撃箇所周辺の巡回終了をもって本事案の
対応終了 等

2. 警戒レベル

1 / 2 / 3 / 4

3. 初動後の対応

(例) ○日も本日同様にスクールバス運行ルート付近の巡回を実施 等

4. その他伝達事項

(例) ○日のスクールバス運行ルート付近の巡回は小学校のみ 等

関係機関連絡先

尾 駈 交 番 TEL・FAX：0175-72-2110

六ヶ所消防署 TEL：0175-72-2301 FAX：0175-72-2888

福 祉 課 TEL：0175-72-8140 FAX：0175-72-2604

同 署 北 分 署 TEL：0175-77-3525 FAX：0175-77-3111

同 署 南 分 署 TEL：0175-75-2000 FAX：0175-75-2016

報告者

機関名

氏名

警戒レベル 1

- ・目撃箇所周辺に集落や施設等が無い場合。
【または、】
- ・目撃箇所周辺に集落や施設等があるが、目撃された時間帯が夜間である場合。

警戒レベル 2

- ・目撃箇所周辺に集落や施設等があり、且つ通学路・スクールバス運行ルートもあり、目撃された時間帯が日中であるが、小中学校・こども園が休校・休園日であった場合。
【または、】
- ・目撃箇所周辺に集落や施設等があるが、通学路・スクールバス運行ルートはなく、目撃された時間帯が日中であった場合。

警戒レベル 3

- ・目撃された時間帯が日中で、周辺に集落や施設等があり、且つ通学路やスクールバス運行ルートがある場合。

警戒レベル 4

- ・学校及びこども園敷地内や民家密集地帯及び観光施設敷地内等、人身被害が起こる可能性が極めて高い箇所での目撃又は、実際に人身被害が発生した場合。

警戒レベル 1

- ・目撃箇所周辺に集落や施設等が無い場合。
- 又は、目撃箇所周辺に集落や施設等があるが、目撃された時間帯が夜間である場合。

【警戒レベル 1】の場合、各関係機関の対応内容は以下のとおり

機関名	対応内容
六ヶ所村	・防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡
消防署	・役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起
警察署	・なし
猟友会	・なし
学校等	・なし

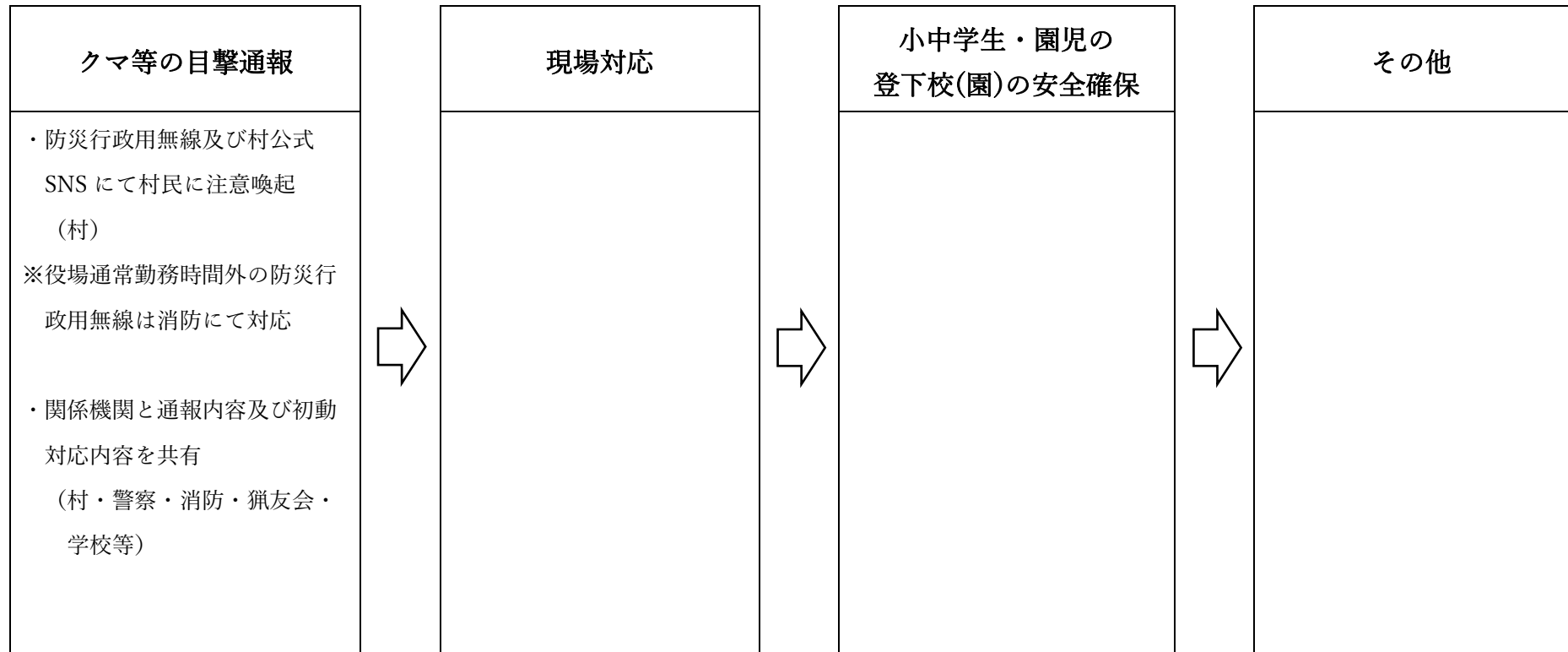
警戒エリア

なし

警戒期間

- ① 防災行政用無線にて注意喚起実施後、警戒体制解除
- ② その後も引き続き目撃情報が寄せられた場合、警戒レベル引き上げを検討

警戒レベル1における場面別対応



警戒レベル2

・目撃箇所周辺に集落や施設等があり、且つ通学路・スクールバス運行ルートもあり、目撃された時間帯が日中であるが、小中学校・こども園が休校・休園日であった場合。

又は、目撃箇所周辺に集落や施設等があるが、通学路・スクールバス運行ルートはなく、目撃された時間帯が日中であった場合。

【警戒レベル2】の場合、各関係機関の対応内容は以下のとおり

機関名	対応内容
六ヶ所村	・防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡 ・ <u>目撃箇所周辺の巡回</u>
消防署	・役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起 ・ <u>村からの要請があれば目撃箇所周辺の巡回</u>
警察署	・ <u>村からの要請があれば目撃箇所周辺の巡回</u>
猟友会	・ <u>村からの依頼により必要に応じて追い込み等の実施、捕獲可能と判断した場合は銃器やワナによる捕獲を実施</u> ※ <u>追い込みやワナ等による捕獲活動は実行前に必ず関係機関と協議を行い、十分な周知時間を設けた上で行うこと</u>
小中学校	・ <u>状況に応じてマ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）</u> ・ <u>状況に応じてホームルーム等で児童、生徒への情報提供と注意喚起</u>
こども園	・ <u>状況に応じてマ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）</u>
放課後教室	・ <u>状況に応じてマ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）</u>

警戒エリア

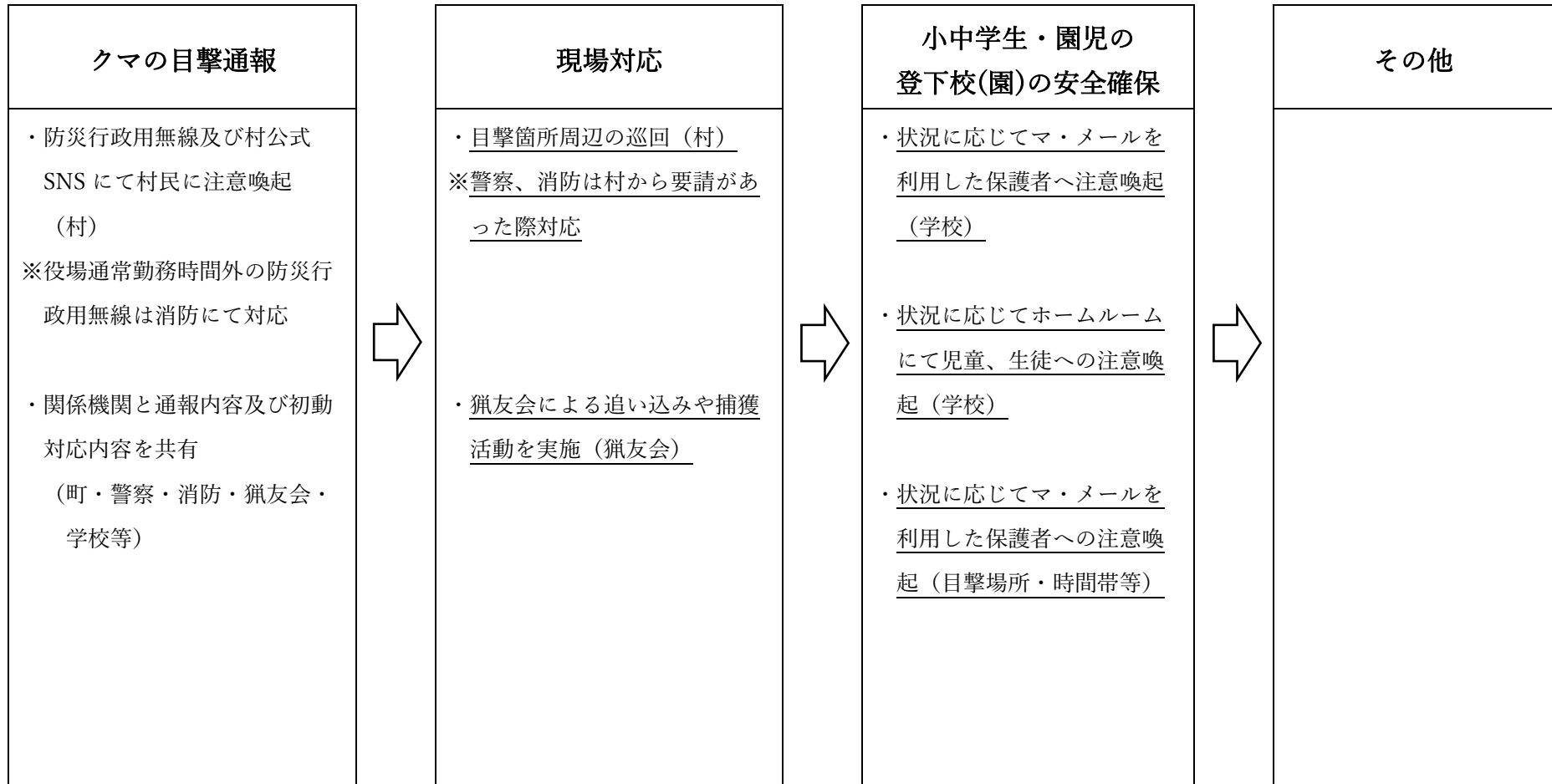
目撃箇所周辺地区

警戒期間

- ① 初動対応で発見に至らなかった場合は、警戒体制解除
- ② 初動対応後も引き続き目撃情報が寄せられた場合、警戒レベル引き上げを検討

※下線部は「警戒レベル1」からの追加・変更事項

警戒レベル2における場面別対応



※下線部は「警戒レベル1」からの追加・変更事項

警戒レベル3

- ・目撃された時間帯が日中で、周辺に集落や施設等があり、且つ通学路やスクールバス運行ルートがある場合。

【警戒レベル3】の場合、各関係機関の対応内容は以下のとおり

機関名	対応内容
六ヶ所村	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡 ・目撃箇所周辺の巡回 ・<u>小中学校の登下校時にあわせて目撃箇所周辺のスクールバス運行ルートの巡回</u> ・<u>学校を通じて保護者へ各停留所への送迎及び学校への直接の送迎を依頼</u> ※必要に応じて消防団での地区巡回を依頼
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃箇所周辺の巡回 ・役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起 ・<u>小中学校の登下校時にあわせて目撃箇所周辺のスクールバス運行ルートの巡回</u> ・<u>通常の地区巡回に併せて広報及び警戒を実施（登下校時間外）</u>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃箇所周辺の巡回 ・<u>小中学校の登下校時にあわせて目撃箇所周辺のスクールバス運行ルートの巡回</u>
猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・村からの依頼により必要に応じて追い込み等の実施、捕獲可能と判断した場合は銃器やワナによる捕獲を実施 ※追い込みやワナ等による捕獲活動は実行前の必ず関係機関と協議を行い、十分な周知時間を設けた上で行うこと
小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等） 【徒歩による登下校児童、生徒】 ・<u>目撃情報があった当日及び翌日以降の保護者による学校までの送迎を要請</u> 【スクールバス利用児童、生徒】 ・<u>目撃情報があった当日は、保護者へバス停までの送迎を要請</u> ・<u>翌日以降のバス停までの送迎又は、学校までの送迎の要請</u> ・ホームルーム等での児童、生徒への注意喚起
こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）
放課後教室	<ul style="list-style-type: none"> ・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）

警戒エリア

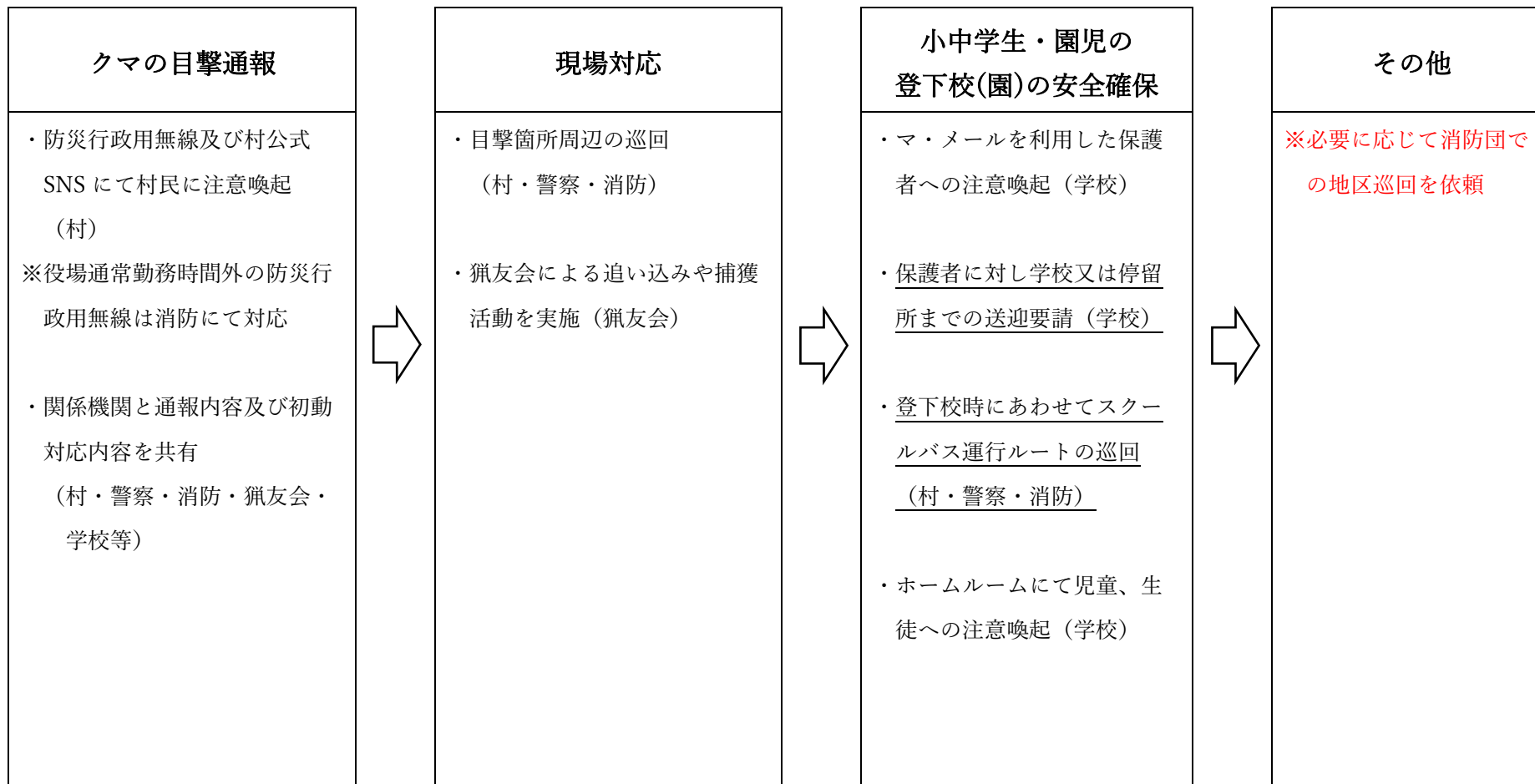
目撃箇所周辺の地区及びスクールバス運行ルート付近

警戒期間

- ① 最後の通報から3日間連続で関連性のある目撃情報が寄せられない場合又は捕獲が完了した場合、警戒体制解除
- ② 公共施設内での出没や人身被害の発生等、状況が悪化した場合警戒レベル引き上げを検討

※下線部は「警戒レベル2」からの追加・変更事項

警戒レベル3における場面別対応



※下線部は「警戒レベル2」からの追加・変更事項

警戒レベル4

- ・学校及びこども園等敷地内や民家密集地帯及び観光施設敷地内等、人身被害が起こる可能性が極めて高い箇所での目撃又は、実際に人身被害が発生した場合。

【警戒レベル4】の場合、各関係機関の対応内容は以下のとおり

機関名	対応内容
六ヶ所村	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡 ・目撃箇所周辺の巡回及び周辺を外出している村民へ注意喚起 ・小中学校の登下校時にあわせて目撃箇所周辺のスクールバス運行ルートの巡回 ・学校を通じて保護者へ各停留所への送迎及び学校への直接の送迎を依頼 ・<u>県民局、警察及び猟友会へ緊急捕獲の必要性について連絡（緊急捕獲対応）</u> ・<u>出没地点付近の立入制限措置実施（緊急捕獲対応）</u> <p>※クマ等による人身被害が現に発生している等、上記捕獲許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令及び刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲対応をとる可能性がある。</p> <p>※必要に応じて消防団での地区巡回を依頼</p>
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃箇所周辺の巡回 ・役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起 ・小中学校の登下校時にあわせて目撃箇所周辺のスクールバス運行ルートの巡回 ・通常の地区巡回に併せて広報及び警戒を実施（登下校時間外）
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃箇所周辺の巡回及び周辺を外出している村民へ注意喚起 ・小中学校の登下校時にあわせて目撃箇所周辺のスクールバス運行ルートの巡回 ・<u>緊急捕獲に対する指導、助言（緊急捕獲対応）</u> ・<u>出没地点付近の立入制限措置実施（緊急捕獲対応）</u>
猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・村からの依頼により必要に応じて追い込み等の実施、<u>人身被害等の発生防止を最優先として銃器やワナによる捕獲を実施（緊急捕獲対応）</u> <p>※追い込みやワナ等による捕獲活動は実行前の必ず関係機関と協議を行い、十分な周知時間を設けた上で行うこととしているが、クマ等による人身被害が現に発生している等、上記捕獲許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令及び刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲対応をとる可能性がある</p>
小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等） ・ホームルーム等での児童、生徒への注意喚起 ・学校メールを利用した保護者への学校引渡しの要請 ・<u>児童、生徒を学校での引渡し</u> <ul style="list-style-type: none"> 【徒歩による登下校児童、生徒】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護者への学校での引渡し</u> ・<u>保護者が迎えに来るまで教員待機</u> 【スクールバス利用児童、生徒】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護者への学校での引渡し</u> ・<u>保護者が迎えに来るまで教員待機</u> ・<u>教員による警戒巡回</u>
こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）
放課後教室	<ul style="list-style-type: none"> ・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）

警戒エリア

目撃箇所周辺の地区及びスクールバス運行ルート付近

警戒期間

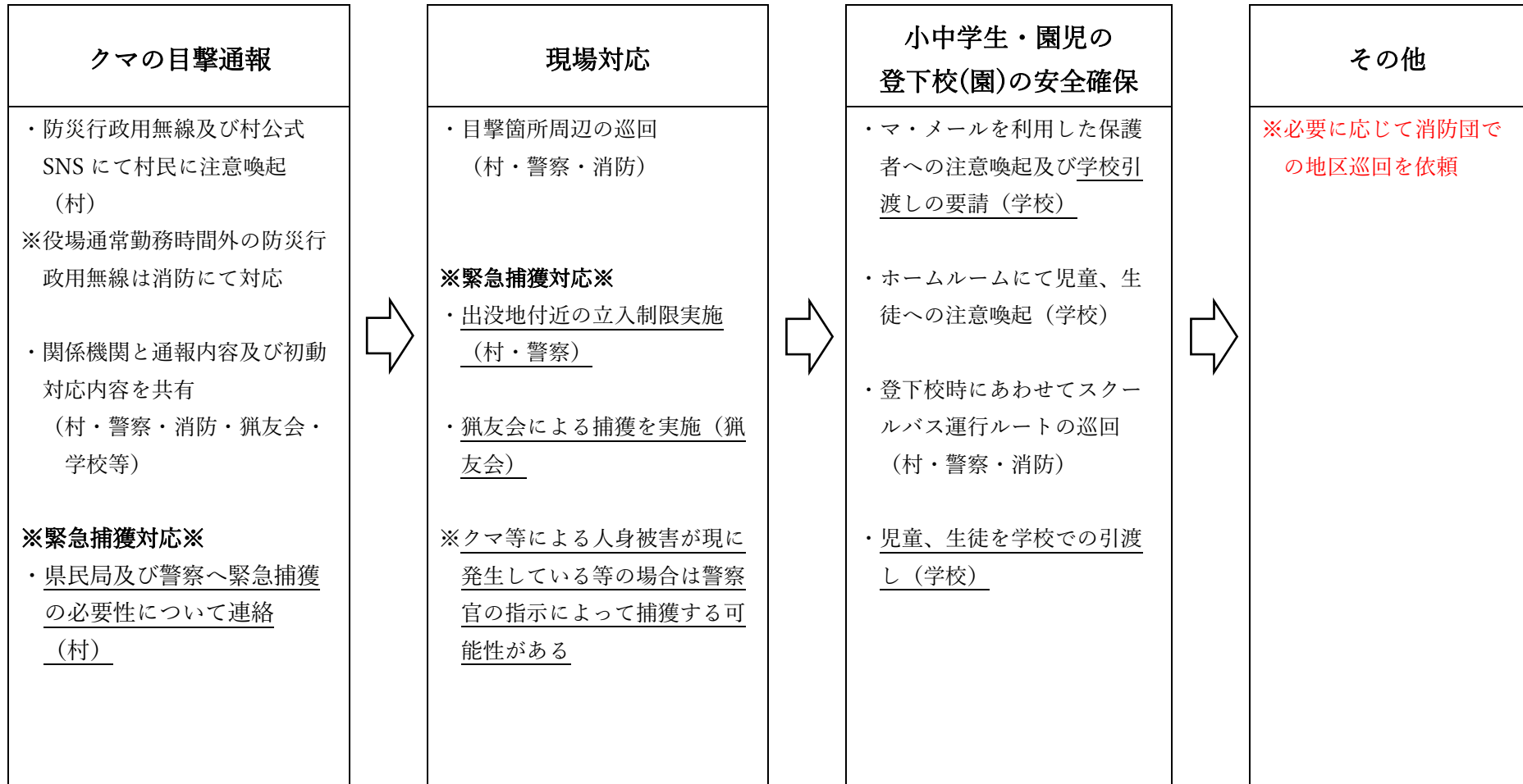
① 捕獲完了等により安全が確認され次第、立入制限措置解除及び警戒体制解除

緊急捕獲について

クマ等が住居集合地域などに出没し、人身若しくは財産に危難が予想され、緊急の捕獲が必要であると認められる場合や、クマ等による人身被害が現に発生しているか、又は人間の生活域において発生する恐れが極めて高く、猟銃による捕獲以外には生命の危機が回避できない状況の場合、六ヶ所村・野辺地警察署・上北地域県民局・六ヶ所村猟友会が急ぎ情報共有し、緊急捕獲対応をとることができる。

※下線部は「警戒レベル3」からの追加・変更事項

警戒レベル4における場面別対応



※下線部は「警戒レベル3」からの追加・変更事項

